

## 大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要

仙北市告示第46号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)で第8条第2項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年6月10日

仙北市長 石 黒 直 次

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットよねや角館店

秋田県仙北市角館町小勝田中川原111番の1 ほか13筆

### 2 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

交通について

ア． 出店計画地は小・中学生の通学路でもある市道に面しており、狭くてカーブもあること、また、隣接する消防署からの緊急車両の通過道路に当たることから、入場・出庫口の設置場所の見直し等慎重な対応をめる。

イ． 通学路である市道との境界フェンスへ、降雪による見通し確保が困難となることが予想されるので、除排雪による見通し確保をお願いしたい。

騒音について

ア． 中学校にも近く、音響等周辺の迷惑にならないよう十分配慮が必要である。

街並みづくりについて

ア． 郊外への大規模店舗の新設は、街中心部の集客力を低下を招き、にぎわいが薄れ、観光地としての魅力を失い、コンパクトシティとしての機能を失い、近年投資してきた街並みづくりの各種事業が無駄になる。

### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市産業観光部商工課

(2) 縦覧期間

平成21年6月10日から平成21年7月10日まで

## 大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要

仙北市告示第63号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)で第8条第2項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年8月10日

仙北市長 石 黒 直 次

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットよねや角館店

秋田県仙北市角館町小勝田中川原111番の1 ほか13筆

### 2 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

交通について

ア． 出店計画届出による市道に面した出入り口は、小・中学生の通学路にあたり、住民の生活道路でもあるので、通行者量の増加により交通事故の発生が懸念される市道側入り口に車両用・歩行者用信号機の設置を望む。

イ． 届出図面では東側出入り口付近市道の形状が直線になっているが、付近は大きくカーブしており危険だ。児童生徒の安全確保のため、登下校時の時間帯には、交通整理員を配置するとしているが、万全を期するためこの時間帯の車両の出入りを禁止すべきだ。また、通学時間帯の時間帯を明確にされたい。

ウ． 多数の車・自転車等の集客が予想される施設なので、小・中学生の交通安全が脅かされる可能性が極めて高いので、交通整理員の設置等の安全対策ではなく、市道側出入り口の閉鎖を望む。

### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

#### (1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市産業観光部商工課

#### (2) 縦覧期間

平成21年8月10日から平成21年9月10日まで

## 大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要

仙北市告示第73号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)で第8条第2項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月2日

仙北市長 石 黒 直 次

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットよねや角館店

秋田県仙北市角館町小勝田中川原111番の1 ほか13筆

### 2 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

交通について

- ア． 出店計画届出による市道に面した出入り口は、小・中学生の通学路にあたり、住民の生活道路でもあるので、車両の駐車場から市道への右折誘導を中止として、右折禁止看板の設置により安全確保を望む。
- イ． 夜間時には店舗内外の照明だけでは市道側出入り口付近の照度は不足と思われるので、安全確保のため市道側出入り口付近を照らす設備の設置を望む。
- ウ． 出入り口に当たる市道は狭隘であるので、車両の安全を確保するため、道路の拡幅と歩行者保護のため、現在ある歩道脇にガードレールの設置を望む。

### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

#### (1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市産業観光部商工課

#### (2) 縦覧期間

平成21年9月2日から平成21年10月2日まで